



令和4年11月30日

担当課	生活支援第2課
担当者	阪口、相坂
電話	(073) 435-1061
内線	5140

## 物価高騰緊急支援給付金の給付について ～11月30日から確認書の発送を開始します～

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対して、1世帯当たり5万円を給付します。

つきましては、住民税非課税世帯の対象者に対し、確認書を順次発送します。

### 【対象者】

#### ①住民税非課税世帯

基準日（令和4年9月30日）時点において、和歌山市に住民登録されており、世帯全員の令和4年度分の住民税が非課税である世帯。

#### ②家計急変世帯

①のほか予期せず令和4年1月から12月までの収入が減少し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

※①、②のいずれも、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。

### 【給付額】

1世帯当たり5万円

### 【提出期限】

令和5年1月31日（火）

※給付金をかたった「振り込め詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意ください！

### 【手続方法】

（受付場所）

和歌山市物価高騰緊急支援給付金事務局（六番丁19（株）フジ田産業六番丁ビル）

※基本的に郵送による受付とさせていただきます。

※来所をご希望の場合、必ずコールセンターで来所日時のご予約をお願いします。

- 住民税非課税世帯で、世帯の全ての方が、令和4年1月1日以前から和歌山市にお住いの場合、令和4年11月30日（水）に確認書を発送しますので、内容を確認し必要事項をご記入の上、返送してください。
- 住民税非課税世帯であっても、世帯の中に令和4年1月2日以降に転入した方がいる場合、申請書と添付書類を一緒に提出していただく必要があります。
- 家計急変世帯についても、申請書と添付書類の提出が必要です。

※ 申請書用紙をご希望の方はコールセンターへお電話をいただくか、和歌山市ホームページからダウンロードしてください。

※ 添付書類については、コールセンターでご確認ください。

### 【専用コールセンター（午前9時から午後5時（土日祝日を除く））】

フリーダイヤル 0120-969-861

事務局 TEL 073-499-5184

FAX 073-499-5194